

# 令和元年度の業績

## 令和元年度の運営方針

当金庫は、平成29年度策定（期間3カ年）の第8次中期経営計画—50周年に向けフェーズ2、取引基盤の拡大時期—の実現に向け、総仕上げの年度として取組みを続けてまいりました。同計画は5つの基本方針（1.情報リレーション営業の実践、事業性評価の推進 2.お客様本位の良質な金融サービスの提供 3.営業力の強化と収益・財務基盤の持続的な安定 4.業務効率化、業務プロセスの見直し・改善の推進 5.人材の育成強化と活躍の促進）に基づき、事業性評価に基づく融資先数、ソリューション提案先数等9項目を目標経営指標としております。

## 令和元年度の経営環境

令和元年度の我が国経済は、10月の消費税率改定や長引く米中貿易摩擦の影響による外需の弱まりもあり、景気の減速感が徐々に強まってはいたものの、個人消費は比較的底堅く推移していたほか、本年開催予定であった、東京オリンピック・パラリンピックによる設備投資・需要増もあり、概ね横ばいといった様相でありました。しかし、年度の終盤に新型コロナウイルスによる所謂「コロナショック」が発生したことにより、景況感は急激に悪化しました。

## 令和元年度の預金・貸出金・損益の状況

### 預金

低金利の状況が長く続くなか、お客様の金利嗜好・安全性などのご希望にお応えできるよう、スーパー定期預金のキャンペーンを年3回実施しましたが、預金・積金残高は141億円減少、6.761億円となりました。

### 貸出金

お客様の資金需要にお応えできるよう、一般事業資金、住宅ローン、消費性ローン等の商品をご用意しておりますが、一部で緩やかな回復基調を維持しているものの、中小企業は総じて厳しい業況が続く、運転・設備資金需要の減少や個人消費ローンの伸び悩みにより貸出金残高は34億円減少、3.253億円となりました。

### 損益の状況

金利の低下により貸出金利息が減少したほか、リスク管理の観点から有価証券のロスカットを実施しました。一方、役務収益の増加や経費の削減等の効果もあり、経常利益は前年比103百万円増加の873百万円となりました。当期純利益は固定資産の減損に伴い、前年比31百万円減少し681百万円となりました。

## 自己資本比率について

自己資本比率(令和2年3月末) **9.32%**

当金庫の安全性・健全性を示す比率のうち自己資本比率については、有価証券を中心にリスク・アセットが増加したものの、適正な内部留保により自己資本が増加したことで、前年比で0.02%ポイント上昇しました。

令和2年3月末の自己資本比率は9.32%と国内基準の4%を上回っており、「ひょうしん」の経営が安全かつ健全であることを示しています。

今後も皆様に安心してご利用いただけますように、リスク管理と収益力の強化を推し進め、自己資本の充実に努めてまいります。

$$\text{自己資本比率の算出方法} \gg \gg \text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 } 29,919 \text{ 百万円}}{\text{リスク・アセット } 320,877 \text{ 百万円}} \times 100 = 9.32\%$$

## 最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益	11,185	10,691	10,575	9,499	9,679
経常利益	2,132	1,959	1,223	770	873
当期純利益	1,951	1,789	1,117	712	681
出資総額	2,333	2,368	2,393	2,427	2,408
出資総口数(千口)	4,667	4,736	4,787	4,854	4,816
純資産額	29,643	28,850	29,218	31,565	30,064
総資産額	691,239	700,613	725,717	729,091	710,879
預金積金残高	655,182	665,271	688,213	690,315	676,151
貸出金残高	308,900	314,038	326,437	328,772	325,333
有価証券残高	171,130	190,251	187,357	196,139	212,440
単体自己資本比率(%)	9.47	9.58	9.03	9.30	9.32
出資に対する配当金	92	93	94	95	96
出資1口当たりの配当金(円)	20	20	20	20	20
役員数(人)	12	11	11	11	11
うち常勤役員数(人)	8	7	7	7	7
職員数(人)	556	538	527	542	521
会員数(人)	44,034	44,137	44,162	44,198	43,641

(注)残高、計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

# 信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく記載事項

I. 単体(信用金庫法施行規則第132条等における規定)	ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	①破綻先債権に該当する貸出金 .....51
イ. 事業の組織 .....8	②延滞債権に該当する貸出金 .....51
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名 .....8	③3か月以上延滞債権に該当する貸出金 .....51
ハ. 会計監査人の氏名又は名称 .....8	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 .....51
二. 事務所の名称及び所在地 .....64	ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 .....61
2. 金庫の主要な事業の内容 .....2	二. 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの .....50
3. 金庫の主要な事業に関する事項	4. 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの .....46
イ. 直近の事業年度における事業の概況 .....35	
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 .....35	
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項 .....41	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
イ. リスク管理の体制 .....10	
ロ. 法令遵守の体制 .....12	
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 .....17	
二. 金融ADR制度への対応 .....14	
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	「自己資本の充実の状況」(自己資本比率規制の第3の柱)に係る開示項目
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 .....36	I. 単体における事業年度の開示事項
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	(1)自己資本の構成に関する事項 .....56
①破綻先債権に該当する貸出金 .....49	(2)自己資本の充実度に関する事項 .....57
②延滞債権に該当する貸出金 .....49	(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
③3か月以上延滞債権に該当する貸出金 .....49	イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 .....58
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 .....49	ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 .....58
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 .....54	ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 .....58
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 .....58
①有価証券 .....44	(4)信用リスク削減手法に関する事項 .....59
②金銭の信託 .....45	(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 .....59
③第102条第1項第5号に掲げる取引 .....46	(6)証券化エクスポージャーに関する事項
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 .....49	イ. オリジネーターの場合 .....59
ヘ. 貸出金償却の額 .....49	ロ. 投資家の場合 .....60
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 .....37	(7)出資等エクスポージャーに関する事項 .....60
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの .....46	(8)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 .....60
7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者記名 .....37	(9)金利リスクに関する事項 .....60
(参考)退職給付会計について .....47	
II. 連結(信用金庫法施行規則第133条等における規定)	II. 連結会計年度の開示事項
1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	(1)その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 .....61
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 .....50	(2)自己資本の構成に関する事項 .....61
ロ. 金庫の子会社等に関する事項 .....50	(3)自己資本の充実度に関する事項 .....62
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	(4)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
イ. 直近の事業年度における事業の概況 .....50	イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 .....63
ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 .....50	ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 .....63
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 .....63
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 .....50	ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 .....63
	(5)信用リスク削減手法に関する事項 .....63
	(6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 .....63
	(7)証券化エクスポージャーに関する事項 .....63
	(8)出資等エクスポージャーに関する事項 .....63
	(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 .....63
	(10)金利リスクに関する事項 .....63